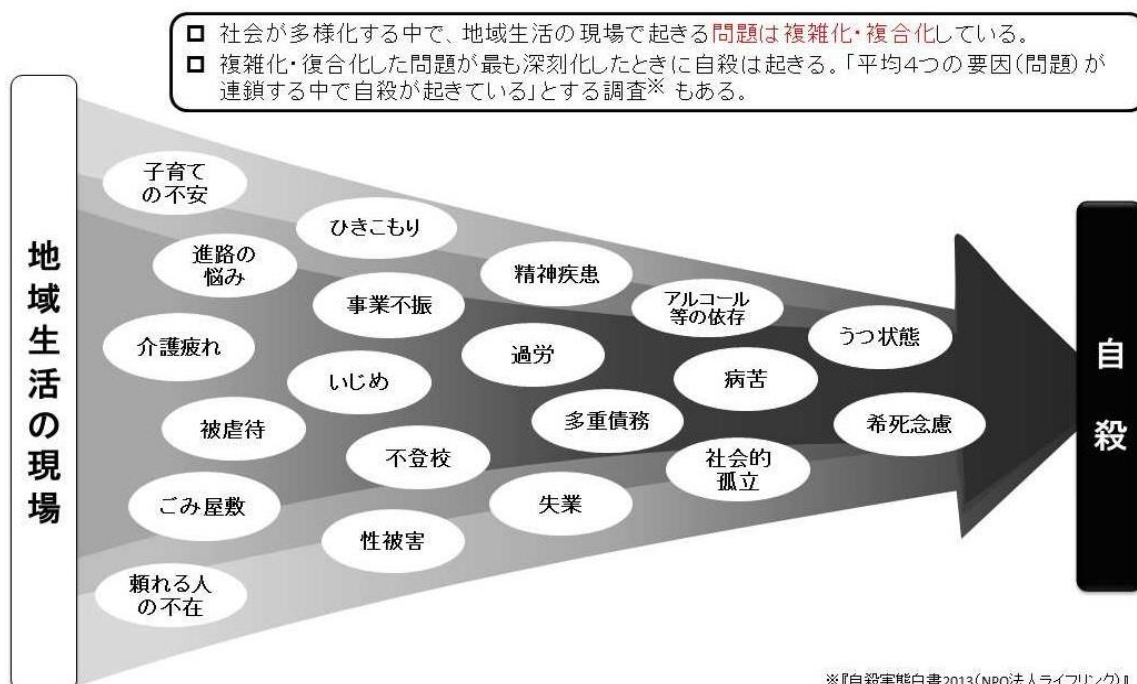


第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

社会が多様化する中で起こる問題は、複雑化、複合化しています。様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、社会とのつながりの減少や役割の喪失感、あるいは過剰な負担感から、自殺以外の選択肢が考えられなくなり、危機的な状態に追い込まれてしまう過程ともいえます。自殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」であり、「誰にでも起こり得る危機」なのです。日本の自殺者数は、1998年（平成10年）に急増し3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。それに対応するために、国は2006年（平成18年）に「自殺対策基本法」を制定しました。その後、対策の指針として、2007年（平成19年）に「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が、「社会的な問題」として捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が推進された結果、自殺者数の年次推移は、2010年（平成22年）から減少傾向にあります。しかし、自殺者数は依然2万人を超えています。そのような状況の中で、「自殺対策基本法」の改正や「自殺総合対策大綱」の見直しがなされ、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、生きることの包括的な支援を行っていくため、都道府県及び市町村は「自殺対策計画」を定めることになりました。



<参考>自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省）

2 趣旨

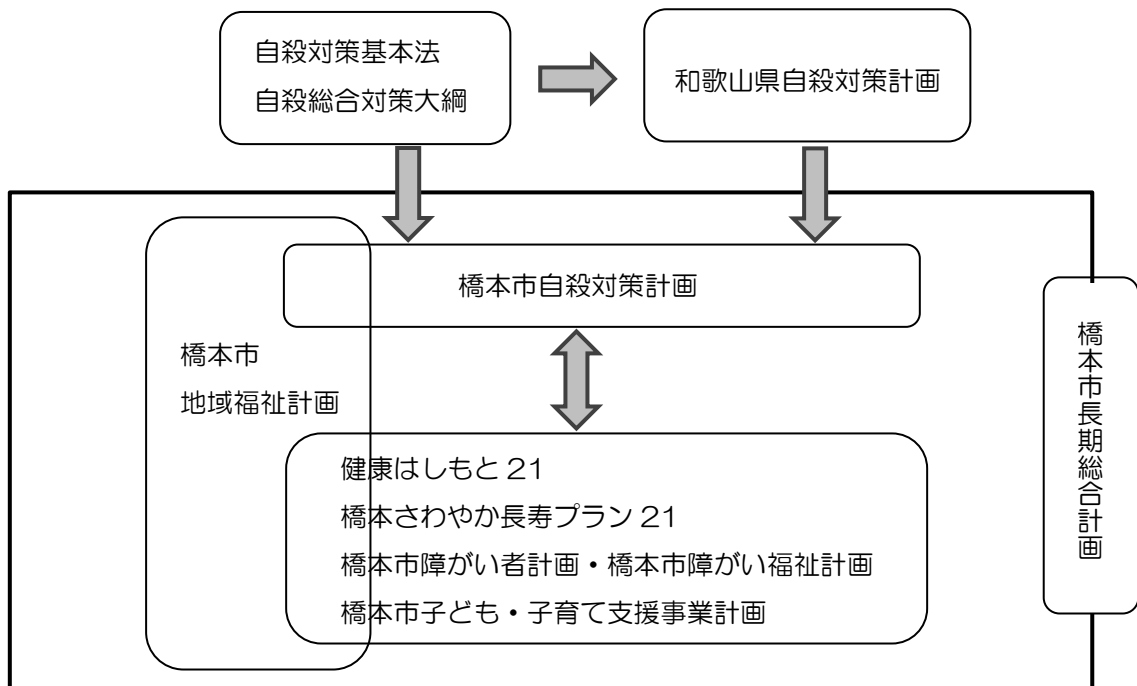
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題です。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させようとするもので、生きるための支援であり、地域づくり、社会づくりでもあります。橋本市としても市内はもとより、関係機関、関係団体や市民とともに総合的、包括的な取組を推進していくために「橋本市自殺対策計画 ～気づき 寄り添い つなぐ いのち～」を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、2016年（平成28年）に改正された「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」に基づき、橋本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

また、本市における各分野の関連計画とも連携し、計画の推進と整合性を図ります。



4 計画の期間

橋本市自殺対策計画の計画期間は2021年度を初年度とし、2021年度から2026年度までを目標年度とする6年間とします。

第4次橋本市地域福祉計画（5年計画）を策定する2025年度から2026年度と合わせて第2期橋本市自殺対策計画を策定し、その後は橋本市地域福祉計画の計画期間と合わせて5年計画とする方向で検討します。

ただし、国の自殺防止対策の方向性に大きな転換が図られる場合、その他、市として必要と判断する場合には、目標年度前に一部の見直しを行う可能性があります。

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
橋本市自殺対策計画		第1期						第2期					
橋本市地域福祉計画	第2次	第3次						第4次					

5 計画の数値目標

「自殺対策基本法」で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そのためには、対策を通じて目指す具体的な数値目標を定めるとともに、各々の取組がどのような効果を上げたかという成果についても検証と評価を行い、必要に応じて内容の見直しを図っていくことが求められます。

「自殺総合対策大綱」では、2026年までに、2015年（平成27年）と比べて自殺死亡率※を30%以上減少させることを目標としています。

和歌山県の「和歌山県自殺対策計画」では、2026年までの10年間で自殺者数を2017年（平成29年）と比べて30%以上減少させることを目指しています。

橋本市では、最終目標として「自殺者ゼロ」を目指しますが、本計画の計画期間中における当面の目標としては、国や県の目標を勘案し、2026年までに自殺死亡率12.2以下（基準値の30%以上減少）を目指します。（住居データ）

	基準値 2015年～2019年の平均値	目標値 2026年
自殺死亡率※	17.46	12.2 以下
自殺者数※	11.2人	7.38人 以下

※自殺死亡率：自殺者数を市区町村の人口を10万人として換算した場合の数値

※2026年の自殺者数は、2027年橋本市の目標人口60,000人から推計。目標値は人口により異なる。